

■議案第1号 町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）請負契約の一部
を変更する契約の締結について

【要旨】

平成24年8月28日に議会の議決を受けた「町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）
工 事 場 所	四万十町 大正中津川 地内
契 約 の 金 額	82,950,000円（内消費税3,950,000円）
変更契約金額	76,747,650円（内消費税3,654,650円）
増 減 額	△6,202,350円（内消費税 △295,350円）
契約の相手方	南国市岡豊町中島356番地1 株式会社 鉄建ブリッジ 代表取締役 森下 伸裕
当 初 工 法	工事用道路及びベント設備2基によるトラッククレーンベント工法
変 更 工 法	ベント設備1基によるトラッククレーンベント工法

【変更理由及び変更内容】

当初計画では左岸側に工事用道路を設け、ベント設備2基による架設を行うこととしていたが、工事発注後に請負業者が起工測量や現地調査を行い架設計画を検討した結果、工事用道路及びベント設備1基の設置を行わなくても架設が可能との提案がありました。

そのため、当初計画していた仮設道路及びベント設備1基が不要となり、今回請負契約金額の減額を行うものです。

※トラッククレーンベント工法

橋梁の架設において最も一般的な架設工法で、上部工をベント（仮受け台）で支持しながら、順次、移動式クレーン（トラッククレーン等）によって架設する工法。